

○学校法人金沢工業大学における科学技術研究の行動規範

(平成18年4月1日施行)

改正 平成29年11月1日

科学技術に関する研究は、より豊かな人間社会を実現するために必要不可欠な活動であり、その成果は社会に還元され、人類全体が共有することを目的とする重要な営為である。かかる研究活動は、学問の自由と研究者の主体的判断の下に、社会の信頼と負託を前提として初めて成立する。したがって、研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすことに高い責任感をもって努めることは当然である。

こうした基本的認識の下に、学校法人金沢工業大学は、ここに科学技術研究における研究者の行動規範を次のとおり定める。

1. (研究者の責任)

研究者は、自らの専門知識、能力、経験を生かし、社会の発展、人類の福祉、環境の保全に貢献する責任を有する。

2. (研究者の行動)

研究者は、常に正直、誠実、自律的な判断のもとに行動し、研究によって生み出される「知」の正確性、正当性、有益性を、科学的かつ客観的に説明する責任を有する。

3. (研究活動)

研究者は、自らの研究の立案、計画、実施、報告等において誠実に行動し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、かつ不正行為が起きない研究環境の整備に努める。

4. (自己研鑽)

研究者は、自らの専門知識・能力の向上に努め、科学技術と社会・環境の関係を広い視野から理解するよう努める。

5. (研究費の適正使用)

研究者は、研究費を適正に使用する責任を有する。

6. (研究対象等の保護)

研究者は、研究協力者や研究の対象（動物などを含む。）に対しては法令を遵守するとともに、福利に配慮し、保護に努める。

7. (科学研究の利用の両義性)

研究者は、研究の成果が平和目的又は非平和目的に利用される可能性（両義性）があることを認識し、研究の実施に当たってはその自主性・自律性が担保され、また研究成果の公開性が担保されるよう、社会に許容される適切な手段及び方法を選択する。

8. (法令の遵守)

研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令その他関係規則を遵守する。

9. (利益相反)

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

- 1 この規範は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規範は、平成 29 年 11 月 1 日から改正施行する。